

平成 22 年第 3 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 22 年 11 月 26 日（金曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

管財課長 阿部 博光

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

○議長(石橋源一)

おはようございます。

市木、サザンカの満開の時期を迎えた本日、臨時会をお願いを申し上げましたところ、全議員の御出席を賜りありがとうございます。どうぞ慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

これより平成 22 年第 3 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において森長一郎議員及び雨森修一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定をいたしました。

日程第 3 報告第 6 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

日程第 4 報告第 7 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（石橋源一）

この際、日程第 3、報告第 6 号及び日程第 4、報告第 7 号の専決処分の報告について、2 件を一括議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 6 号及び報告第 7 号 専決処分の報告についてであります。これは、平成 22 年 6 月 30 日に発生した公用車の追突事故について、事故の相手方と和解し並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、和解及び損害賠償の額の決定について、報告第6号、第7号を一括して説明させていただきます。資料No.2の1ページ及び2ページでもって説明をさせていただきます。

まず、1の事故発生の日時ですが、平成22年6月30日午後0時7分の昼ごろでございます。

2の事故の状況及び原因でございますが、仙台市内に打ち合わせのため出張した職員が公務を終了し、帰庁するため国道45号を走行中、右側車線を走行中の自動車に気をとられ前方に視線を戻したところ、仙台市宮城野区福室二丁目5番12号付近の交差点で、赤信号により停車中であった相手方の自動車の後方に追突したものでございます。

この事故により、相手方の社用車である小型乗用車の後部バンパー等と、相手方に頸椎及び腰椎捻挫の損害を与えたものでございます。

3の損害賠償額でございますが、車両修理費としましては39万9,150円でございます。治療費としましては頸椎及び腰椎捻挫による治療費としまして24万5,102円、通院交通費として5,850円、休業補償として10万4,000円、慰謝料として24万7,800円で、合計で60万2,752円でございます。

4の和解でございますが、車両につきましては平成22年10月4日に、頸椎及び腰椎捻挫につきましては平成22年11月12日に相手方と示談が成立したものでございます。なお、本件に関し、物損、人身とも損害賠償金のほか債務負担行為がないことを相互に確認をしております。

なお、和解をしました金額につきましては全額、社団法人全国市有物件災害共済会から歳入として受け入れることになっております。

本件事故を教訓としまして、なお一層の交通安全や交通ルール遵守の徹底を図るため、去る8月12日と24日の2回に分けて、全職員を対象に交通安全講習会を実施し指導しましたことをあわせて報告させていただきます。説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって説明を終わります。

これより質疑に入ります。雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

この事故を起こした職員が男性か女性なのか、あるいは年齢的に何歳ぐらいだったのかお尋ねします。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、事故を起こした職員は男性で、年齢が40代の職員でございます。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8 番（雨森修一議員）

たまたまこの程度で終わったんですけれども、人身事故とかになりますと大変なことでありまして、私も事故を受けて約 1 年になるんですけれども、後遺症というのはそれなりに出ているわけです。ですから、より注意していただくようお願い申し上げます。以上です。

○議長（石橋源一）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 5 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（石橋源一）

日程第 5、議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、平成 22 年 9 月 27 日に市道新田高崎線において市職員による除草作業中に発生した車両損傷事故について、相手方と和解し及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

それでは、資料 2 の 3 ページの議案第 60 号関係資料をごらんいただきたいと思います。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

まず、1の事故発生の日時は平成22年9月27日、これは月曜日でございますが、午後2時40分ごろでございます。

次に、2の事故の状況と原因でございますが、事故が起きた場所は、市道新田高崎線高橋のヨークベニマル多賀城店の東側交差点付近です。事故の状況は、建設部道路公園課の非常勤職員が歩道上で除草作業をしていたところ、当該職員が操作する刈払い機の刃に当たった小石がはね上がり、市道上で赤信号のため停車していた相手方の普通乗用車の助手席側の窓ガラスに当たり、これを破損させる損害を与えたものです。幸い搭乗者にけがはございませんでした。

3の損害賠償の額は、車両修理代として6万8,985円でございます。なお、損害賠償金については道路賠償責任保険から補てんされます。

4の和解につきましては、相手方と円滑に交渉が進み、本件事故に関し損害賠償金のほか何ら債権債務がないことを相互に確認し、平成22年10月6日に示談が成立しております。

最後に、本件事故を教訓といたしまして、道路上や危険が予想される刈払い機での除草作業の際は、作業員1名が石よけのパネルで防護しながら作業を行うよう改善を行っております。なお、道路維持作業上の安全管理にはなお一層万全を期したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

ちょっと今思い立ったといいますが、第7号の件にもちょっとだけ関するんですけども、発言をよろしいでしょうか。

要は和解及び損害賠償の額の決定ということについてなのですけども、今回、石のこういう事故があったということで、先ほどの第7号の件でもそういったことを教訓、それから職員に対しての指導ということであったというお話だったんですが、年間を通してこういうものが大体何件ぐらい、平成19年、20年とあって、今回あるのかということはおわかりますでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

除草作業して石が飛んで損害を与えたというのはございませんでした。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

要は何が言いたいかということなんですけれども、先ほどの7号、今回の石に関してはあれなんですけど、そういった職員に指導をするときにこういった車の事故等を含めて、毎回

同じような御答弁をいただいているのですが、結果として数を把握した上で平成19年、20年、21年というふうに見ていったときに、その教訓が生きているのかという部分は検証したことがあるのかということをお伺いしたいのですが。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

今現在、公用車につきましては全部で64台ぐらいございます。それで、64台の車を職員が運転するわけでございますので、事故をできるだけゼロに近づけるようにということで、交通事故を起こさないようにということで毎年交通安全講習とか、もしくは今回のような事故を起こした場合に、やっぱり皆さんで共有し合ってそういうことを二度と起こさないようにしようということで、周知なり交通安全講習をさらにやっていくなりして交通事故防止に努めているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

そういった部分の数字的なものも照らし合わせて、そういった教訓、講習が生きているのかということもさらに検証していただいて、毎回保証協会ということでお金をお支払いしているのも、保証協会の方に負担金として納めているお金は税金だと思いますので、その辺は大切に、もう少し職員の方々にこういった専決処分という報告が議会にないようによろしく御指導の方をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

5番米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

今回の石ころなんですけれども、私もこれ経験がありまして、8年くらい前に仙台市だったんですけれども、後部座席の方、最初わからなかったんです。赤信号で停車しているときに、たまたま友人を乗せていたんですけれども、本当にけががなくよかったんですけれども、私も今自分のうちが県道沿いにあるために、作業を見ると自分のように怖いんですね、あれから。小さな石とか植栽の下の方には結構ごみとかが存在しています。その辺についても十分気をつけていただきたいなと思います。私からのお願いです。

○議長（石橋源一）

答弁はなしでよろしいですね。

○5番（米澤まき子議員）

はい、質疑はありません。

○議長（石橋源一）

6番金野議員。

○6番（金野次男議員）

この作業基準だけれども、ただいま部長の方から教訓で防護ネットとか側板を今後やると言っているんですけども、これは大変いいことなんですけれども、今米澤議員も言ったように、例えば私、前職でこの規律はずっとやっていて、3人ペアならペアで一番先やるときはちゃんとマニュアルをつくって、除草をやるところは小石を拾ってやる、そして伐採機を使う人は使う、側板を持つ人は持つと、そういうマニュアルをしっかりとつくって、これを各地区の公園、防災担当者が公園を整備していますね、そういうところでしっかりと浸透させてほしい、二度とこういう事故がないように。そのためには当局はもちろんだけれども、各行政地区の方にも浸透させるためのマニュアルをしっかりとつくってやっていただきたい。

例えば、先般、笠神地区の我が公園もやったけれども、3名1組でとにかくルールは決めています。やるときは公園の中には子供たちを入れない。そして公園のネットを張る、側板に。そして1人は必ず側板、防護ネットを持つと。3名ペアでやってたんですけども、基本的な初歩的なミスが今後ないようにしっかりとマニュアルを作成して、自治会の方に通知、徹底をしていただきたい。これはできるかできないか、御答弁をお願いします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

先ほども答弁したわけなんですけれども、今回の事故を教訓に石よけのパネルを設置して作業するような改善をしたわけなんですけれども、マニュアル化しているのかと言われますと、今のところまだマニュアルはできていませんので、マニュアル化するように努めていきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 61 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 6、議案第 61 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 61 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは、民間給与との較差を是正するため、人事院の給与勧告に準じ、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定並びに 55 歳を超える職員の給料等の額の特例措置を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

説明につきましては資料No.2 の議案関係資料の 4 ページから説明させていただきます。

今回の改正につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、人事院の給与勧告に準じまして本市の一般職の職員の給与改定を行うものでございます。

本年の給与勧告のポイントですが、大きく分けて 2 点の項目となっております。

第 1 点目は、民間給与との較差の解消でございます。平成 22 年 4 月の給与における較差は公務員が民間の給与を 0.19%上回る状況となっております。これを是正するものでございますが、今回の勧告では、この較差を給料表月額改定だけでなく、55 歳を超える職員の給料等の額の特例措置という二つの方法で解消するという内容となっております。

まず、55 歳を超える職員の給料等の額の特例措置でございますが、年齢が満 55 歳を超える行政職給料表 6 級以上の職員の給料等について、定率 1.5%を減じた額を支給するという

ものでございます。これは、民間との給与の較差を年齢別に見たときに、30歳代までは民間の給与水準が公務員を上回っているのに対し、50歳代では公務員が民間を上回るということがございます。さらに、50歳代を見たときに、公務員では50歳代後半層の給与が50歳代前半層を上回っているのに対し、民間では前半層が後半層を上回っているという状況でございます。今回の勧告では、このような年代別の較差をまず特例措置により解消し、さらに残る較差について給料表月額を引き下げ改定を行うという、2段階の内容というものでございます。

給料表の改定につきましては、公務員の給与が民間を下回っている30歳代の職員に影響を及ぼさないよう、おおむね40歳以上の職員が受ける号俸の月額を引き下げることとなっております。

2点目は、期末・勤勉手当の引き下げでございます。公務員の現在の支給月数4.15月に対し民間の平均支給月数が3.97月と0.18月下回っていることから、これに見合う0.2月分の引き下げを行うという内容でございます。

それでは、勧告内容に準拠した条例の改正内容について、2の改正の概要から説明させていただきます。

まず、平成22年12月1日から施行することとなります(1)の第1条による職員の給与に関する条例の一部改正の説明をさせていただきます。

アの期末手当の改定(第19条関係)ですが、これは人事院勧告に準じまして平成22年12月の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げることとなります。

イの勤勉手当の改定(第20条関係)でございますが、これも人事院勧告に準じまして勤勉手当の支給割合を0.05月分引き下げることとなります。期末手当、勤勉手当を合わせた支給月数としましては、現行の4.15月から0.2月の減で3.95月とするものでございます。

ウの55歳を超える職員の給料等の額の特例(附則第7項関係)でございますが、これは冒頭で申し上げましたとおり、年齢が満55歳を超える行政職給料表6級以上の職員の給与について、当分の間1.5%を減じた額を支給するというものでございます。行政職給料表6級以上は、本市におきましては次長級以上の職員が対象となります。本条例の規定により減額する給与としましては、給料、地域手当、期末手当、勤勉手当となっております。

また、減額を開始する時期でございますが、年齢が55歳に達した日の後に来る最初の4月1日、つまり55歳になった年の翌年度から減額措置の対象となります。ただし、平成22年、ことしの4月1日以前に既に55歳に達している6級以上の職員につきましては、本条例の施行日である平成22年12月1日から減額措置の対象とするものでございます。

なお、本市におきましては12月1日より特例減額措置の対象となる職員は、6級、次長級が8人、7級、部長級が8人、計16人となっております。

エの給料表の改定(別表関係)ですが、これにつきましては、1級から7級までのうちおおむね40歳以上の職員が受ける号俸の月額を引き下げ対象としておりまして、5ページの上の表に記載する級号俸につきましては、引き下げせず同額のままといたします。引き下げする月額は200円から700円までとなっております。引き下げ対象となる職員は、本市におきましては約6割の職員が対象となり、平均で月額289円の引き下げとなります。

次に、平成23年4月1日から施行となります(2)の第2条による職員の給与に関する条例の一部改正関係の説明をさせていただきます。

アの期末手当の改定（第 19 条関係）ですが、期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 125 から 100 分の 122.5 に引き下げ、12 月期の支給割合を 100 分の 135 から 100 分の 137.5 に引き上げるものであります。これは、今回の勧告に基づき期末手当を 0.15 月引き下げるに当たりまして、本年は 12 月の期末手当 1 回で引き下げるものを、平成 23 年度以降におきまして割り振りし直すものでございます。

次に、イの勤勉手当の改定（第 20 条関係）でございますが、勤勉手当について 6 月期と 12 月期それぞれの支給割合を 100 分の 65 から 100 分の 67.5 に引き上げるものでございます。これも、勧告に基づき勤勉手当を 0.05 月引き下げるに当たり、本年は 12 月期の期末手当 1 回で引き下げるものを、平成 23 年度以降におきまして割り振りし直すものでございます。

なお、参考といたしまして、期末・勤勉手当の改正につきましては支給割合改定の概要表を掲載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

6 ページの方をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成 22 年 12 月 1 日から施行いたします（3）第 3 条の規定による改正の説明をさせていただきます。これは、平成 18 年 4 月の給与改定の際に制定した職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である、平成 18 年多賀城市条例第 4 号の附則第 7 項について、勧告に基づき一部改定するものでございます。

平成 17 年人事院勧告に基づく給与構造改革による給料月額水準の大幅な引き下げに伴い、経過措置として、切りかえ後の給料月額が切りかえ前である平成 18 年 3 月 31 日の給料月額を下回る場合は、給料により達するまでの間、その差額を経過措置として支給するという減給補償の制度が規定されました。昨年度の人事院勧告に基づく給与改定において、この経過措置の暫定措置となる額である平成 18 年 3 月 31 日現在の給料月額について、0.24%引き下げるという措置をとりましたが、今年度においては 0.41%引き下げ、平成 13 年 3 月 31 日現在の給料月額の 99.59%を基準とするよう改正するものでございます。

次に、（4）の附則について説明させていただきます。

まず、アの施行期日（附則第 1 項関係）でございますが、第 1 条、第 3 条、附則第 1 項から附則第 3 項、附則第 7 項から附則第 9 項による改正につきましては平成 22 年 12 月 1 日から、第 2 条、附則第 4 項から附則第 6 項による改正につきましては平成 23 年 4 月 1 日から施行することを規定しております。

イの民間給与との較差の調整（附則第 2 項関係）ですが、本年 4 月から 11 月までの期間における給与較差相当分について、本年 12 月の期末手当の算定において所要の調整を行うものでございます。

具体的には、平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置として、職員が本年 4 月に受けた給料、地域手当などの合計額にマイナス 0.28%を乗じて得た額に、本年 4 月からこの改定の実施の日の属する月の前月、つまり 11 月までの月数である 8 カ月を乗じて得た額と、本年 6 月期の期末・勤勉手当にマイナス 0.28%を乗じて得た額を合算した額をもとにして調整するものでございます。なお、この調整は給料表改定により給料月額が減額となる職員を対象とするもので、今回給料が減額されない職員についてはこの調整はありません。

次に、ウの平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整（附則第 4 項から附則第 6 項関係）について説明させていただきます。これは、平成 23 年 4 月 1 日において年齢 43 歳未満の職員の給料の号俸を 1 号俸昇給させるものでございます。平成 18 年度から始まった給与構造

改革に基づき、公務員と民間の給与水準の較差 4.8%を段階的に引き下げるため、平成 18 年度から 21 年度までの 4 力年にわたり、職員の昇給は毎年 1 号俸ずつ抑制してまいりました。本年度をもちまして給与構造改革として予定された施策の段階的な実施が終了しましたことから、これにより生じた制度改革原資については、民間より給与水準が下回っている傾向が見られる若年・中堅層を対象に、これまで抑制されてきた昇給号俸の回復に充てるという内容が今回の人事院勧告においてなされており、本市もこれに基づく昇給措置を実施するものでございます。この昇給の対象としましては、平成 23 年 4 月 1 日現在で年齢が 43 歳未満であり、かつ昇給抑制中であった平成 22 年 1 月 1 日において昇給が行われた職員が対象となります。本市におきましては 170 人ほどが対象となる予定でございます。

次に、工の職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第 8 項関係）でございますが、これは、55 歳を超える職員の給料等の額の特例措置に伴い、職員の育児休業等に関する条例である平成 4 年多賀城市条例第 1 号において、55 歳 6 級以上の職員が育児短時間勤務をした場合などにおける所要の読みかえ規定を設けるものでございます。

次に、オの職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（附則第 9 項関係）でございますが、これも 55 歳を超える職員の給料等の額の特例措置に伴うものでございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例である平成 7 年多賀城市条例第 3 号において、対象となる職員が介護休暇をとった場合における所要の読みかえ規定を設けるものでございます。

以上が改正条例の概要でございますが、続きまして 7 ページの方をごらんいただきたいと思います。

3、規則等の改正を要する事項について説明をさせていただきます。

まず、(1) で本条例の施行に伴いまして条例が規則に委任する主な事項は、この表に記載のとおりとなっております。

1 点目としまして、55 歳を超える職員の給料等の額の特例について、月の初日以外の日に減額対象となった職員、つまり月の途中で 6 級以上の職に昇格した職員に対する減額措置の取り扱いについて、その計算方法を規定するものでございます。

2 点目としましては、平成 23 年 4 月 1 日に 1 号俸昇給させる職員の要件につきまして、平成 22 年 1 月 1 日に昇給した 43 歳未満の職員のほか、当該職員との均衡上昇させる必要がある職員について規定するものでございます。

続きまして、(2) でございますが、本条例で規定するほか、今回の人事院の給与勧告に準じ、規則等の改正を行うものについて説明させていただきます。

アの職員の給与の支給に関する規則の一部改正でございますが、55 歳を超える 6 級以上の職員の管理職手当について、給料等と同様 1.5%を減じた額を支給することとするものでございます。今回の人事院勧告について、管理職手当につきましても 1.5%の特例減額の対象となっておりますが、管理職手当の支給額等について条例ではなく規則で規定していることから、給与規則の附則について特例減額措置を規定するものでございます。

イの多賀城市上水道部企業職員の給与に関する規程の一部改正でございますが、これは、本市上水道部企業職員の給与等について、企業職給料表を改定し、給料月額を引き下げるなど、本条例で規定する企業職員以外の一般職員と同内容の改正を行うものでございます。

ウの単純労務職員の給与に関する規程の一部改正でございますが、労務職給料表を今回の人事院勧告に準じて改定し、給料月額を引き下げるものでございます。これも一般職員と同様、おおむね 40 歳以上の職員が受ける号俸が引き下げ対象であり、引き下げしない号俸

はこの表に記載のとおりでございます。本市におきましては、現在労務職員 13 人のうち 11 人が月額 300 円から 400 円の引き下げとなる予定でございます。

続きまして、8 ページをお開き願いたいと思います。

最後に、工の職員の給与の支給に関する規則の一部改正でございます。昨年度の人事院勧告に基づく給与条例等の改正により、月 60 時間を超える時間外勤務があった場合、その超えた時間については代休時間に指定するほか、時間外勤務手当を割り増しして支給することとしましたが、その際、日曜日またはこれに相当する日の勤務については 60 時間の積算に含めないこととしておりました。しかしながら、民間企業の実態においては日曜日の勤務も 60 時間の積算対象としている企業の方が多いことから、今回日曜日またはこれに相当する日も積算基礎に含める旨の勧告がなされたため、これに基づき規則を改正するものでございます。

9 ページから 27 ページまでは新旧対照表となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

説明をいただきました。世間一般的な、世の中の流れとしてはやむを得ないというかやんぬるかなというか、複雑な気持ちで聞いていたのですが、職員の皆さんに対する説明はどのように、いつやられたのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

これにつきましては、11 月 8 日に行政経営会議を開催しまして、そこで各部長に説明するとともに、翌日職員の方々に集まっておきまして、そこで市長の方から直接、こういう状況なのでよろしくお願ひしたいというようなことを説明させていただきました。

○議長（石橋源一）

佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

受けとめる職員の方も確かにさまざまな国民感情とか市民感情、住民感情などを肌で感じているということからすれば、あきらめというような気持ちもありながら受けとめたとは思いますが、これが 12 月の賞与から反映するとなると、それなりの生活設計の立て直しとか予定の組みかえとかいろいろあるかと思うんですけれども、さまざま反応があればお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

心中からすると確かに皆さんはそれなりのものを持っている部分があるのかなとは思いますが、我々大体は人事院勧告に基づきまして給与が上がったり下がったりというようなことをやってきておりましたので、ほとんどその辺につきましてはほぼ了解を得ているのかなとは思っております。

なお、市長の方からも人事院勧告に基づいてこういうことをやらせていただくので特によろしくお願ひしたいということで、多分市長からすると沈痛の思いだったのかなと思いますが、やっぱり我々人事院勧告に基づいて給与改定を行ってききましたので、それに基づいて今回やらせていただきたいということの趣旨はおおむね伝わったのかなと思っております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

後で反対討論がありますけれども、人事院勧告に基づいて引き下げをずっと続けてきたという点では、職員の皆さんの勤労意欲というか、そういう意味では本当に大変なことだなというふうに思います。そのことに対して、市自身としても従っていかなければならないのかどうかということも含めて、これから流れに流されていくということだけではなくて、職員の皆さんの仕事に対する質を高めていくという点でも、いま一度立ちどまってしっかり力を合わせながら、職員と皆さん方管理職の人たちのところで話し合う、そして仕事の質を高めていくということも大事なことでないかというふうに思いますので、今後に当たってそういう点も考慮しながら仕事を続けていっていただきたいというふうに思います。意見です。

○議長（石橋源一）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

今回も人事院勧告に準拠した形で御提案されているということでございます。昨年も人事院勧告にすべて準拠して行ったと。本年もすべて準拠するということですね。それは、市民感情として見ればこういう景気が悪い状況の中でいたし方ないだろうという意見も非常に多いかとは思いますが、ただ、今質疑があったように、職員の毎月の生活の設計というのもございますでしょうし、やはりそれなりの生活をしているということから考えると大変大きな問題になると、このように思うんです。

多賀城市の場合はラスパイレスが9.37なんですね。国家公務員のそれに準拠するということは、多賀城は100%になっていませんから、それでも準拠しなければならないという難しさがあって、当局でも恐らくいろいろ苦慮されたのだと思いますが、私の一つの疑問は、9.37なのになぜ100%の国家公務員に準拠しなければならないのか。例えば9.37なら、国の人事院勧告に伴ってパーセントで下げるべきではないか、9.37の率に乗じてですね。そういう考え方にはならないのか、その辺の検討をされたのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

お答えいたします。

そういう考え方もあろうかと思いますが、先ほど来部長が説明したとおり、人事院勧告制度ができたのが国の方では昭和 23 年からでございます。それから、現在の勧告制度ができたのが昭和 35 年からございまして、多賀城市も昭和 35 年から随時人事院勧告に準じて給料を上げる、それから下げる。それから、いろいろな職員の待遇面についても、これまで国公準拠という考え方でもって現在までの給与体系を堅持してきてございます。

その中でラスパイレスの関係でございますが、まず指数の考え方を御説明申し上げます。このラスパイレス指数というのは、例えば国家公務員の俸給の月額を 100 とした場合の我々地方公務員の一般行政職の給与の水準をいう指数でございます。

具体的には、例えば職員の構成を学歴別、それから経験年数別に区分をしまして、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出する計算根拠がございます。したがって、今多賀城市の指数が 93.7 から 93.8 でございますが、これは国を 100 にした場合の見方でございます。いろいろな中身の中で若干誤差があるのはどうしようもないわけでございますが、今現在、多賀城市が低い指数の原因はさまざまでございます。例えば、今多賀城市は 7 級制をしいてございまして、国の方は 10 級制でございます。それから、県内の自治体では 8 級制をしいているところもございまして、この辺の職員の級の扱いを少し改正しないと、なかなか指数は上がっていかないのかなと思っております。例えば今現在、多賀城市は係長級は 3 級と 4 級でございます。それから、課長補佐級については 4 級、課長級については 5 級ということで、例えば職員の級を一つ上に上げる、そうすると全体的に指数が上がっていくのかなということがございまして、人事院勧告の中身とラスパイレス指数とちょっとまた別の考え方があるということだけは御理解願いたいと思っております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

今、次長から御説明がございました。塩竈市は多賀城市より高くて 95 以上あったように思うんですけども、いずれにしてもそういう中にあっても準拠しなければならないという提案でございました。

4 ページに、55 歳を超える職員の給料、特に 6 級・7 級、次長・部長ですね。この人たちが対象になっているということで、6 級・7 級の方の影響額、年間どのくらいあるか教えてくださいいただけますか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

多賀城市で言いますと、55 歳以上の 6 級・7 級の方々でございますが、16 名でございます。その方々の年額の影響額でございますが、給料、それからボーナスも含めると、平均しますと約 12 万円でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

実は、この6級・7級、次長・部長、参事以上、管理職手当を今支給されていますね。それで、今減額をされています。前回でも指摘をしましたけれども、今15%の削減をしている。この資料を見ますと、先ほど説明あったように管理職手当も当然1.5%下げるといってございませう。管理職手当というのは、やはりそれなりのポジションにつけば責任というのが当然伴ってくるわけですね。その責任を一生懸命全うされている、そういう中であって果たしてそれを減額していいのか。こういう人事院勧告で1.5%削減するという流れは踏まえなくてはならない。しかしながら、市独自でまた15%も削減をしていると、こういう状況であるわけですね。

一方では、先ほどの説明にもありましたけれども、職員の時間外手当、日曜日も60時間内に算入していいというふうになると、例えば課長がいても職員の方が多く給料をもらう場合もある。職務の遂行上どうしてもそういう逆転現象もあるということになると、課長あるいは次長・部長というその職務、その責任においての給与あるいは管理職手当だと私は思うんですね。それを減額していいのかという根本的問題を考えたときに、やはりそれ相応の管理職手当は支給をするべきだと、私はこういう認識を持っております。

したがって、今回このような状況を受けまして、やはり早期にこの辺は見直していかなくてはならないのではないか、こう思うのですけれども、最高責任者の市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、根本議員おっしゃったとおりでございまして、よくよくこの状況をしんしゃくして十二分に考えていかないと、管理職の方々の意識の高揚にはならないのではないかというふうに思っております。早急に考えてみたいというふうに思っています。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

ぜひそのような御検討していただければと、このように思います。

それから、先ほどもありましたように、やはりこういうことになると、職員は一生懸命頑張っていますけれども実際の自分の生活に影響が出てくる。少しでも減額がされるということは士気の低下につながりかねないという大きな問題が発生するのではないか、このように思います。そういう意味で、しっかりと職員の皆さんには御理解をいただけるようなお話をするとともに、士気の低下につながらないようにお願いをしたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その辺につきましては、我々も職員の方々に十分理解いただけるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

まずもって資料 2 の規則等の改正に要する事項ということで、今回このような資料を添付していただいたことを感謝申し上げます。以前から私、条例だけではなくて、委任事項があった場合はそのことも含めて、特に新規の条例ができた場合は規則等もできる限り議会に提出していただくようにということでお願いをしておりましたけれども、今般このように規則あるいは規程の改正をする事項などもある場合は、条例本文ではなく規則の方まで、場合によっては私、関係部署に行き行って変わった点などをお聞きする場合もある。そのために、このようにつけていただいたということを感じたいと思います。

さて、本来であれば質問をやめようかなとも思っていたんですけども、労働基本権の制約のために、その代償措置としてこの人事院勧告があるんですけども、今年 8 月 10 日に人事院総裁の談話などもいろいろ見させていただいて勉強していたところなんですけど、国家公務員におきましては、基本給というか定例給 757 円、これは民間より上回っていると。今般、先ほどの説明で本市におきましては 289 円が引き下げの対象になっている。確かに公務員といっても国家公務員は 10 級制、本市は 7 級制等、制度にいろいろな違いはあるんですけども、なぜ本市においては 289 円ぐらいの引き下げであって、それから国家公務員の人事院の発表するところによると 757 円。この辺の数字の開きというものをわかりやすくであれば解析してほしいんですが。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

お答え申し上げます。

先ほど部長の説明で今回の勧告の内容でございまして、国の方では 757 円民間より公務員の方が高いという数字を申し上げます。先ほど 289 円という数字でございまして、これにつきましてはあくまでも月例給の引き下げの分の平均でございまして、そのほかに期末・勤勉手当、それから先ほどの 55 歳以上の方々の引き下げ分も含めると、今回の勧告によりまして多賀城市の職員 1 人当たりの減額でございまして、約 790 円という数字でございまして。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。大体国の方とそんなに差異はないという数字があったんだということを理解したわけでございます。

さて、平成 11 年は年間の支給、特別給なんですけれども、4.95 カ月あったんですね。本年の勧告で 3.95 月。要は一月分まるっきり下がったということを見てとれるわけです。途中において平成 17 年と平成 19 年に 0.05 月ちょっとアップしたことがあっても、昨年に引き続き 0.20 月下がっていくと。先ほど根本議員の質疑の中にもありましたけれども、特別給がこのようにどんどんどん、約 11 年かけて 1 カ月分下がってしまったと。職員にとっては、やっぱり労働対価としての給与ということを考えたときに、口には出さないまでももやもやとした気持ちというのは、私自身が前の仕事が市の職員でしたから、私が仮に今、市の職員であればどう思うかななどと、8 月 10 日の人事院総裁勧告からこの勧告内容を把握していたときに思っているところで、やはり口には出さないけれどもちょっと不満的なものは残るのかなと理解しているところです。

やる気、モチベーションの喪失というものが起きないようにやはりここは、今、厳しい財政運営をなさっていても、職員の給与に関しては人事院勧告に準拠してということであれば、福利厚生的なものの部分で職員に対して労をねぎらうような形の施策などもお考えいただければ、それなりにやる気というものもまた出てくるのではないのかなと。当然やる気を失っているとは私は思ってはおりませんけれども、その辺何かお考えがあるのであれば御回答いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その件につきましては、現在、育成評価という形で、課長が職員に面談などをしていろいろそういう問題点などを聞くような形をとっておりますし、さらに、これからは人事評価というものを入れていく必要があるのではないかとということで、平成 23 年、24 年とかけてその辺を取り入れていきまして、やっぱり一生懸命やっている人間についてはそれなりのものをちゃんと評価してやるようにしていくべきではないかとということで、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

給与に関してということなんですけれども、ちょっと給与ということではなきにしてもですね、今、定年 60 歳ということで、定年制 60 歳というのをしいておりますけれども、今後におきましては定年を 62 歳とか、できれば 65 歳まで、年金支給開始年齢までですね、再雇用の仕方というものも視野に入れた構想も当然入れていかなければ、公務員冬の時代というのが続いているわけでございまして、その辺あたりで何かお考えがあれば最後に伺いたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

お答え申し上げます。

定年延長の考え方でございますが、現在、国の方では国家公務員制度の改革基本法ということで、定年の延長を段階的に65歳まで引き上げようということで検討されてございます。

具体的には、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせまして、平成25年度から定年年齢を段階的に65歳まで延長したいという考え方で今作業を進めてございまして、具体的には、人事の方では平成22年度を目途に成案を得て、具体的な立法措置のための意見の申し出を政府の方に行うという内容は承知してございます。それ以降の詳しいことについてはまだ把握してございませんが、今のところ国ではそういう流れになってございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

人事院というのは給与勧告だけをするのが人事院ではなくて、公務員のいろいろな資格とか任用関係等々を含めて人事院というのはお仕事をなさっております。

定年延長、60歳代の多様な働き方ということで、人事院内で今盛んにその検討をしているところです。それで、先ほど御答弁にありましたように、平成25年度から3年に1歳ずつ引き上げていくということなんですけれども、本市におきましては、長年市で働いた方を市役所外に定年という形で出してしまうよりも、何かしらの経験則を生かしていただくように、人事院より先に本市独自に、65歳までの定年延長を含めて、それから再雇用も含めて御検討をいただければと思います。今般は職員の給与に関してですけれども、給与と任用は裏腹なものでございますのであえてコメントさせていただきました。御回答は結構でございますが、ぜひとも部内で御検討のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

今回の人事院勧告で、多賀城市も例年に倣つてということの条例の提案でございまして、先ほど説明で民間と公務員の賃金差を基準としたということですが、その民間の基準と多賀城市の給料基準とどのような差が出ているのか、その辺は研究されておりますか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

今回の国の方の民間との較差の調査でございまして、企業規模が50人以上、それから事業所規模で50人以上から抽出をいたしました、全国の約1,100社の企業・事業所を対象に民間給与の実態調査を実施してございまして、その中で約45万人の個人別の給与の実地の調査を実施した上で今回の給与の較差の是正を出してございます。

具体的には、月例給では公務と民間の4月分の給与の調査の時点で先ほど言ひました757円。それから、ボーナスについては昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と公務の支給割合を比較してございまして、先ほど申し上げました民間では3.97月、それから公務では4.15月という数字が出てございます。

では、多賀城市はどうなのかということでございますが、実は国の方でも地域別の民間給与との較差調査を同時に実施してございます。全国では先ほど言いました0.19の差額がございまして、例えば我々北海道・東北地方については民間の方の給与が2.20%低くなっております。これは全国で一番低い数字でございます。例えば東京は逆に民間の方が1.08%高い数字が出ています。それから近畿地方もそうございまして、平均しますと先ほど言った0.19%。それで、我が東北地方については2.20%公務の方が民間を上回っているという数字がございまして、それらを判断しまして多賀城市は今回国に準じた改正を行いたいという考えでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

地方公務員、少なくとも宮城県職員も含めて、やはりその対比をしながら多賀城市の職員の賃金はどうかということを考えて、その政策の中で進めていくことが大事だと思うんです。

そういう意味では、県もいろいろ、きのうですか議会をされて通ったようですけども、県職員、いわば……職務がありますけれども、やはり同年齢で同職歴でどの位置にあるのか。具体的に言えば年齢別でどういうふうになっているのかということ、私は今こそ照査していかなければいけないのではないかなと。なぜならば、50歳以上が今回1.5%一律カットという問題が出てくるとすれば、少なくとも年齢給が生活給との関係が出てきている。それを県職員でどうなのか、県職員と多賀城市がどうなのか。近隣でいけば塩竈市。人口も一緒です、ある程度規模が同じです、歴史は違いますけれども。今の人口規模、歳入の関係からいけば大体同じような規模だと思います。その中で、今言った年齢等を含めて多賀城がどういう位置にあるのかということ、きちっと精査をしながら、職員の皆さん方に理解できるように人事政策、賃金政策をしていかなければ、先ほど来質問がありましたけれども、職員の意欲が欠けてくるのではないかという危惧もしておりますから、その辺については今回調査されながらこの結果になったのかどうか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

先ほど来、例えばラスパイレス指数の話で、多賀城市は確かに県内12市の中で、仙台市を除きますと今現在9位でございます。93.7。ただ、ではそんなに差があるのかということでございますが、仙台市は別にしますと、一番直近の数字でございますが、塩竈市が95.3、それから多賀城市と一番人口規模が似ています名取市が95.0、岩沼市が96という数字がございまして、やはり先ほど説明しました職制の給与の格付を改正しないと、なかなかこの辺の数字のあれは埋まっていけないのかなということで、これについては長期的なスパンで、職務の級の改正も視野に入れながら少しでも職員の給与のアップを図っていきたいということで、今現在、庁内の方で取り組んでいる状況でございます。

それからあと、先ほど申し上げました人事評価の導入もあわせてですね、これからはやはり処遇に合った給与の支給も大事だということで、平成24年度から職制に合った評価をもとに、例えば月例給、それから勤勉手当の支給率なども含めて改正をしていきたいということ考えているところでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

年齢別の給与実態はどうかという対比もしながら考えていくことが大事だと思いますが、昔のことを言うと笑われますけれども、多賀城の市役所の職員は 50 年代はラスパイレ
ス指数が 91 ぐらいだったはずですよ。この議会の中でいろいろ私も議論させていただきま
して、ラスパイレ指数を上げるための施策をしなければいけないということで、たしか 100
に近いところまで 1 回上がったはずなんですよ、私の記憶では。間違っていたらごめんな
さい。そこまでいったはずですよ。それが、今回また 93 台に落ち込んだということは、私は
賃金政策として問題があるのではないかと。少なくとも岩沼市とか、この 95、96、これに
肩を並べたような政策をしてこなかったということに私は今の現状が出てきているのでは
ないかというふうに思わざるを得ないんです。多分前からいた、関係している人はそうい
うふうに理解していると思いますけれど、私はそのような理解をしています。

ですから、根本議員がおっしゃったようにラスパイレ指数から見のも一つの手です。
年齢別から見のも一つの手です。年齢と経験ですね。定期採用で入ってきた、高校出、
18 歳で入ってきた子がどういうふうになっているのか。大学卒で入ってきた子がどうなっ
ているのか。それが、県のレベルと、塩竈市のレベルとどういうふうになるのか。なぜ
その差が生ずるのか。それを分析しなければ、私は職員の賃金政策というのはなかなか
出てこないというふうに思っているんですよ。そういう意味では、ここでどうのこうの
という場合にもいかないわけですけども、少なくとも人事院勧告イコールというのではな
く、ラスパイレ指数、近隣、そして今言った年齢、生活というものを含めてどうあるべ
きかという指針をきちっと出して職員の給料に関する問題については検討することが大事
であり、またそういう提案をしていくのが大事ではないかと私は思っているのですけれど
も、いかがでしょうか、市長。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

竹谷議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。やっぱり多賀城市がなぜラス
パイレ指数が 93.7 なのか、その辺よくよく考えて、職級等のあり方とかさまざまな形で
その辺のことは考えていきたいなというふうな思いです。

たまたま昨日、東京で全国史跡整備市町村協議会の臨時大会がありまして、太宰府の市長
とこの件の話もちよっとする機会がありました。何と太宰府はラスパイレ指数が 100 と
いう状況だというふうに、私もびっくりしたんですけども、向こうの方と東北の方では、
さっき民間との差があり過ぎるというふうなこともありましたが、その辺のことも
あるのかなというふうに思いました。

さまざまな形でもう一度、私自身も昔ラスパイレ指数が 100 近くあったというふうなこ
とも、副市長に聞いたらそのとおりだというふうなこともあったそうございまして、よ
くよくよく考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ぜひ市長、さっきの管理職の見直しということも含めて検討される発言がありましたので、ぜひ多賀城市の職員全体の待遇改善というのはどうあるべきなのかということも視野に入れて、全体を含めて私は早急に結論を出して待遇改善をすべきだというふうに思います。

そういう意味におきましては、今回の人事院勧告に今までどおり準拠して提案されたということについて、若干私としては疑義を持っているのです。少なくとも市長も今答弁されたような状況だということであれば、やっぱり市長、トップとして、多賀城市の職員の待遇改善とはどうあるべきかということをもっともっと議論して進めていったらということが大事ではないかなというふうに思います。これ以上答弁を求めても検討するというところでしようから、私は早急にそういう検討をしていただいて、職員が勇気を持って、自信を持って職務に精励できるような環境づくりをしていただきたい。これが今大事だと思います。特に市民からは「役所の人は何をやっているんだ」というような声が聞こえるときがあります。そういう待遇もしておかないで、市民からそういう声があるからあなたたちは何をやっているのだということで職員のしりをたたいてもしようがない。やはりそれだけの待遇をして、それに即応できる体制をつくってやる、これが私は職員の勤勉の意欲と新しいアイデア、多賀城市を考えてくれる政策を生み出してくれる源ではないかと思いますので、ぜひその辺を理解していただいて早急に見直しをしていただきたいということをお願いをして、質問を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。（発言者あり）質問ですか。

それでは、ここで 10 分間の休憩をさせていただきます。再開は 11 時 30 分。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 29 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

雨森議員。

○8 番（雨森修一議員）

一つお尋ねしますが、先ほど 55 歳以上の 6 級か 7 級の 16 名の方々が年間約 12 万円ぐらい減額になるというふうに聞いていたのですけれども、多賀城市の全職員の給与の年額、1 人平均どれぐらいの減額になるのかということをお尋ねしたいのですが。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

それでは、今回の勧告に基づきましての市全体の影響額を申し上げます。

月例給の引き下げの改定分で、全体で対象者は 250 名でございます。総額で 178 万 9,000 円でございます。それから、ボーナスの引き下げ改定分としまして、これは全職員でござ

いますが、3,459万7,000円でございます。それから、55歳以上の職員の定率減額分としまして、16名分としまして合計で191万6,000円でございます。これらを合わせますと、合計で3,830万円ほどの影響額でございます。それからなお、43歳未満職員の1号俸回復分としまして、486万4,000円。これを差し引きますと約3,400万円ほどの影響額ということになっております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

それで結構でございます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し（「討論」の声あり）はい。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。1番柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

議案第61号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

今回の給与改定は8月10日の人事院勧告に基づくものですが、この勧告の内容がどういうものであったかといえば、民間企業と公務員の間に0.19%、757円の較差があるとして、若年層を除く中高年齢層の月例給の平均0.1%の引き下げ、55歳を超える行政職6級相当以上の職員給与の一律1.5%の減額、一時金の0.2カ月引き下げなどを内容とするもので、平均年間給与は9万4,000円減の2年連続の大幅な賃金削減となるものであります。

1998年から12年間で70万9,000円の引き下げ、一時金に至っては1963年水準にまでさかのぼる水準となるものです。とりわけ55歳を超える職員に対する一律の定率減額は、職務給原則や能力実績主義に反するばかりか、生活実態や生計費原則を無視した年齢差別ともいふべき賃金削減と言わざるを得ません。

そもそもなぜ公務員と民間企業の間で給与の格差が生まれたのか。日本は、主要7カ国の中で唯一雇用者報酬が減り、国民が貧しくなった国と言われております。この10年間で大企業の経常利益は倍増する一方、雇用者報酬は1割も下落し、主要国で日本だけがGDPもほとんど伸びずに低迷をしております。今求められているのは、大企業が抱えている多額の内部留保を吐き出させて、勤労者に回して国内の購買力を高めることとあります。ところが、今回の公務員給料の引き下げはまた民間給与引き下げのことであり、ますます国民の購買力を低下させる悪循環を促進するものであります。

本市においては、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数は93.7で、全国平均の98.4と比較して4.7ポイント下回っております。これ以上職員の給与を引き下げれば、職員の士気も上がってこないのではないのでしょうか。

そもそも人事院勧告は、公務員の労働基本権が制約され、給与を私企業のように労使交渉を通じて決定することができないことへの代替措置として導入されたものです。人事院勧告は、地方公務員はもとより、580万人もの労働者に直接影響するとされ、地域経済にも多大な影響を及ぼすものであります。本市においても、職員給与の引き下げは中小企業や地元企業の労働条件にも影響を与えることが予想され、内需拡大の必要性が指摘されているにもかかわらず勤労者所得が低下し、景気や地域経済をさらに停滞させていくことは必ずであります。

職員の切実な生活改善の声にこたえるためにも、これ以上の給与の引き下げは行わないように求めて、反対の討論といたします。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

議案第61号に対し、賛成討論をさせていただきます。

本年8月にされました人事院勧告は、民間と公務員の給料の比較において、厳しい経済・雇用情勢が反映されている民間企業の給与と公務員の給与の較差を解消するために、給与の改定を勧告したものであります。国は、この人事院勧告を受けて国家公務員の給与関係法を改正することとしておりますが、各地方公共団体においても、国に準じて所要の条規の改正作業を進めているものと承知いたしております。

申し上げるまでもなく、人事院勧告制度における民間準拠の考え方は、公務員の給与は市場原理で決定することが困難であることから、その時々々の社会情勢等を反映している民間の給与に合わせるものが最も合理的であるというものであります。このような意味においても、可能な限り民間の状況を公務に反映させ官民双方が乖離を是正することが、地方公務員法に定める情勢適応の原則にかない、また、公務員に対する住民の信頼が得られる適正な給与の水準を確保し、行政運営の安定に資することになると考えるものであります。

.....

これをもって、議案第61号に対し賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 62 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 63 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 64 号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 65 号 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

この際、日程第 7、議案第 62 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 10、議案第 65 号 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 4 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 62 号から議案第 65 号まで、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これらは、期末手当及び勤勉手当の支給割合について一般職の職員と同様の改定を行うために所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

続きまして、議案第 62 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第 65 号 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例までの四つの議案につきまして、一括してその概要を説明させていただきます。

資料No.2 で申しますと、28 ページになります。

議案第 61 号で説明しましたとおり、本年の人事院勧告に準じ、職員の期末・勤勉手当について 0.2 月分引き下げることといたしましたので、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、議長、副議長、議員の期末手当につきましても、これまでの経過を踏まえ、職員と同様に支給割合の引き下げを行うものでございます。

28 ページの市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例で御説明をします。

まず、2 の (1) 第 1 条ですが、市長及び副市長の平成 22 年 12 月の期末手当の支給割合を 0.2 月分引き下げることといたします。 (2) 第 2 条は、平成 23 年度以降の期末手当について、6 月期の支給割合を 0.05 月分引き下げ、12 月期の支給割合を 0.05 月引き上げるものでございます。これは、平成 22 年度は 12 月期の期末手当 1 回で 0.2 月引き下げたものを、23 年度以降におきまして割り振りし直すもので、この後説明いたします教育長、水道事業管理者、議長、副議長、議員の期末手当におきましても、同じように 2 段階の改正となっております。市長、副市長の期末手当の年間支給割合は、0.05 月から 0.2 月分を引き下げまして 3.85 月とするものであります。

次に、30 ページをお開き願いたいと思います。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございます。2 の改正の概要の (1) 第 1 条ですが、教育長の平成 22 年 12 月の期末手当の支給割合を 0.15 月分引き下げることといたします。 (2) 第 2 条、平成 23 年度以降の期末手当について、6 月期の支給割合を 0.025 月分引き下げ、12 月期の支給割合を 0.025 月分引き上げるものでございます。年間の支給割合としましては、2.75 月から 0.15 月分引き下がります。また、教育長の勤勉手当については職員の例によるものとなっておりますので、こちらが 0.05 月分引き下がりますので、期末・勤勉手当の合計としましては 4.15 月から 0.2 月分引き下がり 3.95 月となるものでございます。

次に、32 ページをお開き願いたいと思います。

多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。水道事業管理者につきましては、市長、副市長同様、2 の改正の概要の (1) 第 1 条で、平成 22 年 12 月の期末手当の支給割合を 0.20 月分、 (2) の第 2 条で平成 23 年度以降の 6 月期の支給割合を 0.05 月分引き下げ、12 月期の支給割合を 0.05 月分引き上げるものでございます。年間の支給割合は、4.05 月から 0.20 月分引き下げまして 3.85 月とするものでございます。

34 ページをお開き願います。

議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例でございますが、議会の議長、副議長、議員の期末手当につきましても、職員と同様、支給割合の引き下げを行うものであります。2、改正の概要の (1) 第 1 条ですが、平成 22 年 12 月の期末手当の支給割合を 0.15 月分引き下げることといたします。 (2) の第 2 条は、平成 23 年度以降の 6 月期の支給割合を 0.05 月分引き下げ、12 月の支給割合を 0.05 月分引き上げるものでございます。年間の支給割合は、3.10 月から 0.15 月分引き下がります。2.95 月となるものでございます。

なお、参考といたしまして支給割合改定の概要表を各ページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、施行期日でございますが、本年 12 月期の支給割合の改定につきましては平成 22 年 12 月 1 日から、平成 23 年からの 6 月期・12 月期の支給割合の改定につきましては平成 23 年 4 月 1 日から施行する旨、それぞれ附則により規定しております。

以上で、議案第 62 号から 65 号までの一括説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

これも人事院勧告に準拠してボーナスを下げるということで、四役、議会の議員ということでございます。これは了としたいと思います。

それで、市長初め四役が独自で給料を減額しております。これは、非常に財政が厳しいという判断のもとに、鈴木前市長が自分の給料 10%、それから副市長並びに三役は 5%、そして職員の皆さんは管理職手当を 30%削減したと。それで首長を初め気持ちを引き締めて、財政が大変な中、何とか乗り越えていこうと、こういうことで取り組んできた経緯がございます。それは、以前の市長がみずから判断をして、議会としてはみずから判断したので了としたと、こういうことでございます。それを引き継いで菊地市長は今も継続をしているわけでございます。

そもそも特別職は報酬審議会というのがございまして、それで、報酬、給料月額と申しますか、それを決定しているわけでございます。これは市長も議会の議員も同じだと。平成 9 年以降変わっていないと。それ以来報酬審議会は開かれていないので変わってはいないということは、今の市長の給料は適正だと、また副市長の給料も適正だと、こういう判断だと思っんですね。そういう判断のもとによくよく考えていくと、人事院勧告でボーナスは下げざるを得ない、しかし独自で給料は努力をして下げているということなんです。これは、もし市長がそれをやめたいとかあるいは減額をしたいというときに、市長提案でなかなかしづらいものですよ、はっきり申し上げて。そう思いますよ。だから私はなかなかこれも難しいのではないかと、こう思っんですね。

ですから、要するに市長あるいは副市長、教育長、それから水道事業管理者、それぞれが激務の中で一生懸命 6 万 3,000 の市民のために頑張っておられる。これはだれもが認めるところでございまして、その自分の活動、仕事の見返りと申しますか、それが報酬であり給与であると思っんです。そういう意味で、先ほどは管理職手当の 15%を早期に戻しなさいと、このようにお話ししましたがけれども、せめて半分ぐらいは、それぞれの三役、四役の方々には立場上いろいろなところに交際費もかかるでしょうし、いろいろなおつき合いもある、またいろいろなところにも出向く、こういうところで結構経済的にもかかるということは立場上あると思っんです。そういうことから考えると、この辺も市長みずからは言えないと、こういうこともあるので、総務部長、総務部長というのもおかしいんですけども市長に聞くわけにもいかないの、副市長も対象者ですから、とりわけ人事担当の総務部長はどういう見解をお持ちですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その辺は私らも大変危惧しているところでございます。それで、今回もその辺をあわせて改定してはということをして市長の方にも申し上げたのですがけれども、市長の方からまずは職員の方から最初にやるべきだということで、もうちょっと経済状況を見ながらやっていこ

うというような話をされたために、今回見送ったという経緯がございます。あわせて今後
も役所の経済状況などを見ながら、その辺は市長の方に提言をしていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

市長にはこれから工業団地のトップセールスマンとして一生懸命、今もやっていますけれども、これからも活動してもらわなくてははいけない。また、副市長もそれを補佐してしっかりとやっていたかなくてははいけないと。教育委員会でもそれぞれのさまざまな課題がございますから、そういったことに教育長が先頭に立ってやっていかなくてははいけないということがあるので、やっぱりそれはそれ相当の仕事の対価だと思いますので、その辺は、市長、自分でなかなかあれなんでしょうけれども、しっかりと考えていただきたいなど、このように思います。以上です。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより、各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石橋源一）

以上で、今期臨時会の（「議長」の声あり）竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

議案が終了しまして、本会議終了になるのではないかと思いますので、動議をさせていただきます。

先ほどの人事院勧告の給料の討論の中で、賛成討論者が他の市の職員と比較論をした。これはやはり議事録に明細に出てくる関係がありますので、主観的に自分の思いで申し上げたと思うんですけども、公の場ですので私は問題があると思ったので、できればここで閉じないで、昼休み時間でも議会運営委員会を開かせていただいて、当事者との調整をしていただいて、その扱いをどう扱ったらいいかさせていただきたいということをお願いしたいんですけども。

○議長（石橋源一）

それでは、本人から挙手があるようでございますので、発言を求められておりますので、発言を許します。雨森議員。

○8 番（雨森修一議員）

私もそういう発言に対して間違っていたということでもあります。塩竈の市民の方がおっしゃったことをそのまま申し上げたのでありまして、しかし、それはそれとして訂正させていただきたい。削除していただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

今、雨森議員から訂正とおわび、そして議事録より削除をお願いして掲載をしていただきたいという思いがありました。竹谷議員、よろしいですか。（「了解」の声あり）

○議長（石橋源一）

以上で、今期臨時会の会議に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 22 年第 3 回多賀城市議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午前 11 時 58 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 22 年 11 月 26 日

議長 石橋 源一

署名議員 森 長一郎

同 雨森 修一